	質問	回答
1	すでに対策（購入、工事）を行ったが補助の対象となるか	必ず着手前に申請をしてください。交付決定前に行った対策（購入・工事）については、対象となりませんので、着手の1ヶ月前には申請をお願いします。
2	対象となる浸水対策以外の対策は対象とならないのか	対象となる浸水対策以外でも、対象となる場合がありますので、一度ご相談ください。
3	マンションのエントランスへ浸水対策を考えているが、対象となるか	対象となります。マンション管理組合などの代表の方が申請してください。
4	補助を受けられるのは一回限りか	対象となる浸水対策のうち、それぞれ一回までとなります。 対象となる場合：止水板設置を行った後、室外機のかさ上げを行う 対象とならない場合：駐車場のかさ上げを行った後、さらにかさ上げを行う
5	新築もしくは建て替えを考えており、家屋基礎のかさ上げ工事は対象となるか	対象となりません。
6	止水板を自作したもの、自身で工事したものは対象となるか	対象となりません。
7	住居と事業所が一体となっている（併用住宅の）場合、補助額はどうなるのか	申請は所有者単位と考えますので、補助上限額は５０万円となります。
8	複数の家屋を所有しており、それぞれに浸水対策を行った場合、補助上限額の考え方はどうなるか。	申請は所有者単位と考えますので、複数の家屋を所有していても補助上限額５０万円となります。
9	浸水対策後、家屋の売買を考えているが、対象となるか。	空き家または空きテナント、売買を目的とした家屋の場合は補助対象となりません。
10	施工業者は紹介してもらえるか	特定の施工業者を紹介することはできませんが、住マイむなかた（０９４０-３７-２５２５）から施工業者の紹介を受けることができます。
11	同一の工事に対し、所有者と使用者がそれぞれ申請することはできるか	申請できません。 ただし、別種の工事を所有者と使用者でそれぞれ申請することは認められます。 例：同一の家屋に、所有者が駐車場のかさ上げ工事、使用者が止水板設置工事を申請する場合